

記入日



令和 年 月 日

「自宅の将来、どうしよう？」



住まいのこれからメモ

～暮らしているときから少しずつ考えよう～

将来の負担を減らすために！

空き家にしない！

相続？ 売却？ 賃貸？

メモ感覚で気軽に書いていきましょう！



【制作】

香取市地域おこし協力隊（空き家活用分野）

制作アドバイス 香取市都市整備課

香取市
地域おこし協力隊



住まいのこれからメモって？

ご自身が住まなくなった後のご自宅のことを想像したことはありますか？人が住まなくなった家を放置してしまうと、「空き家」となって周辺環境に悪影響を与えてしまします。思い出の詰まったお住まいが「空き家」となり、ご自身やご家族等の負担になってしまったら悲しいことだと思います。

このリーフレットに沿って気軽にご自宅の将来について考えることで、これから起こりうるご自身の環境の変化に備える一助となり得ます。その願いを込めて、「住まいのこれからメモ」と名付けました。

まずは、メモのように、気軽にご自宅のこれからについて考えてていきましょう。

建物がある住所を記入してください。

1 今のお住まいを将来的にどうしたいですか？

家族との同居や施設への入所などで、いつか住まなくなる時が必ず訪れます。

まずは、ご自身の考えを整理しましょう。
該当箇所に✓してください。



～考える上でのヒント～
もちろん、持ち��けてもOK！
考えを整理し、意向を周囲と共有の上で
持ち續けましょう！

◆ 生きている間の希望

- そのまま持ち続けたい
- 売却してもよい
- 貸してもよい
- わからない

＜あなたの思い自由記入欄＞

◆ 自分が死んだ後の希望

- 特定の誰かに引き継いでほしい（誰に？）
- 相続人の間で相談してほしい
- 売却してもよい
- 貸すのはよいが、売ってほしくない
- わからない

＜あなたの思い自由記入欄＞

2 家の維持費はどのくらいかかる？

不動産は維持管理するだけでも様々な費用がかかります。
目安として、どのくらいかかるか整理してみましょう。

◆ 1年間にかかる費用の計算表



～考える上でのヒント～
細かい数字は分からなくて大丈夫！
わかる項目だけでも、ざっくり書いていきましょう！

1. 固定資産税 :

円

2. 水光熱費（利用しなくても発生する基本料）：

円

3. 火災保険料 :

円

4. 草木の剪定 :

円

5. 管理サービス :

円

6. その他： ()

円

合計：

円

そのほか、遠方に住まれた場合は交通費、家屋の状態によっては修繕費などが発生します。また、放置して周辺に被害を出した場合、損害賠償責任を負う恐れがあります。たとえ住まなくても、適切に管理しましょう。

なお、費用の計算表は例であり、思わぬ費用がかかる可能性も考えられます。ここで計算した費用は、最低でもかかる費用と想定しておきましょう。

3 もしもの時の連絡先



～考える上でのヒント～
1人でも複数人でも大丈夫！
相続人の方が望ましいですが、「読んでほしい人」という視点で考えましょう！

このメモを読んでほしい人を思い浮かべて記入してみましょう。

名前	関係	連絡先	住所
名前	関係	連絡先	住所
名前	関係	連絡先	住所
名前	関係	連絡先	住所

さいごに

この「住まいのこれからメモ」はメモであって、法律上の効力はありません。しかし、お住まいについてご自身の希望を整理し、ご家族等と話し合うきっかけになれば、ご自身やご家族にとって大きな意味となるはずです。

ぜひ、このメモの内容をご家族等と共有してみてください。



困った時のお役立ち情報

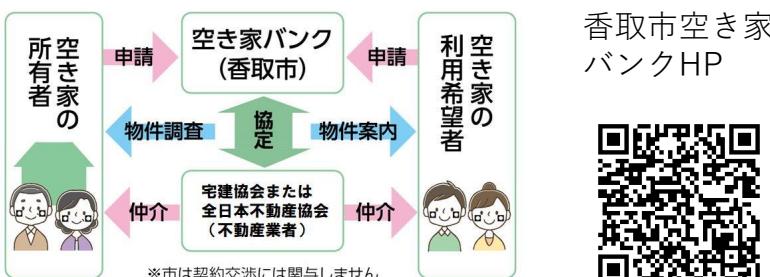
香取市空き家バンク制度

香取市では、不動産業者と協力し、空き家の所有者と利用希望者の橋渡しを行なっています。

空き家の所有者が空き家バンクに登録すると、空き家バンクHPなどで情報が公開され、全国から買い手・借り手を募集できます。

(問合せ先：香取市都市整備課住宅班TEL:0478-50-1214)

空き家バンク制度



香取市空き家
バンクHP

引用元：香取市HP「空き家バンク事業」
(<https://www.city.katori.lg.jp/living/sumai/kaisetsu.html>)

遺言書作成や相続登記について

不動産の相続を円滑に行うためには、遺言書の作成が有効です。

また、相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人名義に変更する手続きのことです。令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。違反すると過料を課せられることがあります。相続人の間で協議などに時間がかかる場合は、相続人申告登記の手続きを行うことで、相続登記の申請義務を履行したことになります。

相続登記や相続人申告登記、遺言書作成等は司法書士等の専門家に相談することをおすすめします。なお、公正証書による遺言書については、公証役場で相談することも可能です。

- 成田公証役場 TEL:0476-22-1035
- 鎌子公証役場 TEL:0479-23-6071

- お近くの司法書士を探せる「しほサーチ」は右のQRコードから



売却と賃貸 それぞれの良いところ

◆ 売却の良いところ

- 一時的にまとまった収入が得られる
- 維持管理負担がなくなる 等

一方、売却の短所は、立地等の条件面でなかなか売れない可能性などがあります。

◆ 賃貸の良いところ

- 定期的な収入が期待できる
- 建物を所有し続けられる 等

一方、賃貸の短所は、賃借人とのトラブルの恐れや利用可能な状態を保つことに想定以上の費用や手間がかかることがあります。

早いうちから、なんとなくでも、住まいのこれからについて考えることが、ご自身にとってもご家族にとっても、慣れ親しんだお住まいにとっても、争いや過分な負担の発生を防ぐことに繋がります。

最後まで読んでいただきありがとうございました。



— 発行年 令和7年10月 —

香取市の空き家対策についての問合せ先 香取市都市整備課住宅班 TEL:0478-50-1214